



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

411	随意契約の相手方の決定	(広報課).....	1
412	〃	(税務課).....	2
413	障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定	(障害福祉課).....	8
414	紀の川左岸土地改良区の役員の就任	(農業農村整備課).....	9
415	紀の川左岸土地改良区の定款変更の認可	(〃).....	9
416	保安林の指定の解除	(森林整備課).....	9
417	保安林の指定施業要件変更予定	(〃).....	9
418	道路の区域変更	(道路保全課).....	10
419	道路の供用開始	(〃).....	10
420	道路の区域変更	(〃).....	10
421	道路の供用開始	(〃).....	11
422	道路の区域変更	(〃).....	11
423	道路の供用開始	(〃).....	11
424	道路の区域変更	(〃).....	12
425	道路の供用開始	(〃).....	12
426	道路の区域変更	(〃).....	12
427	道路の供用開始	(〃).....	13
428	道路の区域変更	(〃).....	13
429	道路の供用開始	(〃).....	14
430	道路の区域変更	(〃).....	14

○ 公安委員会告示

20	機械警備業務管理者講習の実施	14
----	----------------	-------	----

○ 労働委員会告示

1	あっせん員候補者名簿の公示	15
---	---------------	-------	----

告 示

和歌山県告示第411号

平成24年度県政広報テレビ番組の制作及び放送事業の委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年4月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成24年度県政広報テレビ番組の制作及び放送事業の一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県広報課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成24年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社テレビ和歌山

和歌山市栄谷151番地

5 随意契約に係る契約金額

167,617,895円 (うち消費税及び地方消費税の額7,981,804円)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第10条第1項第1号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第412号

県税運営システム、軽油流通情報管理システム及び自動車税システムの運用管理業務委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年4月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

県税運営システム、軽油流通情報管理システム及び自動車税システム運用管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県総務部総務管理局税務課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成24年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社南大阪電子計算センター

大阪府貝塚市脇浜四丁目2番22号

5 随意契約に係る契約金額

(1) 県税運営システム

ア 法人二税

(ア) 予定申告書等パンチ処理	1件当たり	24円
(イ) 予定申告書等入力処理	1か月当たり	10,100円
(ウ) 予定申告書等作成処理	1か月当たり	22,500円
(エ) 確定申告書等パンチ処理	1件当たり	60円
(オ) 確定申告書等入力処理	1か月当たり	40,100円
(カ) 確定申告書等作成処理	1か月当たり	83,600円
(キ) 申告書入力特別処理	1か月当たり	27,600円
(ク) 更正・決定処理	1か月当たり	72,600円
(ケ) 利子割額明細書パンチ処理	1件当たり	13円

(コ) 利子割額明細書入力処理	1か月当たり	21,600円
(サ) 利子割額明細書作成処理	1か月当たり	48,200円
(シ) 是認入力処理	1か月当たり	109,600円
(ス) 月例統計処理	1か月当たり	132,600円
(セ) 交付税調作成処理	作業1回当たり	300,000円
(ソ) 課税状況調作成処理	作業1回当たり	300,000円
(タ) 法人登録に関する処理	1か月当たり	57,600円
(チ) 未処理法人調査に関する処理	作業1回当たり	75,000円
(ツ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	72,600円
(テ) オンライン処理	1か月当たり	147,600円
(ト) 予算積算資料作成処理	作業1回当たり	80,000円
(ナ) 年報ファイル作成処理	作業1回当たり	30,000円
(ニ) 大口法人・減免法人調べ	作業1回当たり	45,000円
(ヌ) 増減理由に関する調べ	作業1回当たり	27,000円
(ネ) 未登録法人調査処理	作業1回当たり	20,000円
(ノ) 国税突合処理	1か月当たり	40,000円
(ハ) 外形標準課税等別表パンチ処理	1件当たり	50円
(ヒ) 外形標準課税等別表入力処理	1か月当たり	47,600円
(フ) 外形標準課税等別表作成処理	1か月当たり	32,600円
(ヘ) 電子申告データ反映処理	1か月当たり	100,000円
(ホ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	50,000円
イ 県民税利子割		
(ア) 申告書パンチ処理	1件当たり	24円
(イ) 申告書入力処理	1か月当たり	43,600円
(ウ) 不申告加算金決定処理	1か月当たり	12,600円
(エ) 更正・決定処理	1か月当たり	12,600円
(オ) 月例処理	1か月当たり	80,100円
(カ) 課税状況前年対比処理	1か月当たり	54,600円
(キ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	30,600円
(ク) オンライン処理	1か月当たり	42,600円
(ケ) 年次統計処理	作業1回当たり	15,000円
(コ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	10,000円
ウ 証券二税		
(ア) 申告書パンチ処理	1件当たり	24円
(イ) 申告書入力処理	1か月当たり	43,600円
(ウ) 不申告加算金決定処理	1か月当たり	12,600円
(エ) 更正・決定処理	1か月当たり	12,600円
(オ) 月例処理	1か月当たり	80,100円
(カ) 課税状況前年対比処理	1か月当たり	54,600円
(キ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	30,600円
(ク) オンライン処理	1か月当たり	42,600円
(ケ) 年次統計処理	作業1回当たり	15,000円
(コ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	11,000円
エ 不動産取得税		

(ア) 調定データパンチ処理	1件当たり	65円
(イ) 調定データ取込処理	1か月当たり	20,000円
(ウ) 調定データ入力処理	1か月当たり	87,600円
(エ) 月例処理	1か月当たり	140,500円
(オ) 課税チェックリスト作成処理	1か月当たり	27,600円
(カ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	42,600円
(キ) オンライン処理	1か月当たり	72,600円
(ク) 総務省報告処理	作業1回当たり	72,000円
(ケ) 年次統計処理	作業1回当たり	45,000円
(コ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	44,000円
オ 個人事業税		
(ア) 随時調定処理	1か月当たり	117,600円
(イ) 個人事業税調査表処理	作業1回当たり	5,000円
(ウ) 調定データパンチ処理	1件当たり	28円
(エ) 定例調定処理(前期)	作業1回当たり	916,700円
(オ) 定例調定処理(後期)	作業1回当たり	673,500円
(カ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	42,600円
(キ) オンライン処理	1か月当たり	72,600円
(ク) 国税連携処理	作業1回当たり	5,000円
(ケ) 年次統計処理	作業1回当たり	45,000円
(コ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	28,000円
カ ゴルフ場利用税		
(ア) 申告書処理	1か月当たり	27,600円
(イ) 不申告加算金決定処理	1か月当たり	5,100円
(ウ) 更正・決定処理	1か月当たり	5,100円
(エ) 月例処理	1か月当たり	72,600円
(オ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	20,100円
(カ) オンライン処理	1か月当たり	42,600円
(キ) 年次処理	作業1回当たり	30,000円
(ク) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	9,000円
キ 軽油引取税		
(ア) 申告書処理	1か月当たり	42,600円
(イ) 不申告加算金決定処理	1か月当たり	12,600円
(ウ) 更正・決定処理	1か月当たり	12,600円
(エ) 月例処理	1か月当たり	72,600円
(オ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	27,600円
(カ) オンライン処理	1か月当たり	42,600円
(キ) OCR処理	1か月当たり	27,600円
(ク) 年次処理	作業1回当たり	30,000円
(ケ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	21,000円
ク 個人県民税		
(ア) 月例処理	1か月当たり	102,600円
(イ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	12,600円
(ウ) オンライン処理	1か月当たり	12,600円

(エ) 年次統計処理	作業1回当たり	75,000円
(オ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	5,000円
ケ その他処理		
(ア) 調定処理 (鉦区税)	作業1回当たり	12,600円
(イ) 調定処理 (狩猟税)	作業1回当たり	12,600円
(ウ) 延滞金調定処理	1か月当たり	81,000円
(エ) 延滞金繰越処理	作業1回当たり	81,000円
(オ) 収納マスタ更新処理	作業1回当たり	12,600円
(カ) オンライン処理	1か月当たり	12,600円
(キ) 課税状況調パンチ処理	1枚当たり	640円
(ク) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	9,000円
(ケ) 臨時 (調定・申告) 処理	1件当たり	45円
(コ) プログラム臨時処理	1人日当たり	25,000円
コ 収納管理		
(ア) 消し込み処理	1か月当たり	597,600円
(イ) 還付充当処理	1か月当たり	312,900円
(ウ) 月次集計処理	1か月当たり	95,000円
(エ) 督促状・催告状等作成処理	1か月当たり	87,600円
(オ) 未納・減額・処分等一覧表作成	1か月当たり	50,100円
(カ) 報償金算定処理	作業1回当たり	46,500円
(キ) 決算統計処理	作業1回当たり	690,000円
(ク) 収納実績処理	1か月当たり	117,600円
(ケ) 宛名圧縮マスタ作成処理	作業1回当たり	375,000円
(コ) 滞納処分一覧表作成	1か月当たり	80,100円
(サ) 収入状況一覧表作成	作業1回当たり	66,600円
(シ) 滞納者管理オンライン処理	1か月当たり	72,600円
(ス) 不納欠損処理	作業1回当たり	75,000円
(セ) 滞納整理進行管理状況処理	1か月当たり	132,900円
(ソ) マスタ切り処理	作業1回当たり	300,000円
(タ) 本税時効到来分リスト作成	作業1回当たり	36,000円
(チ) 延滞金時効到来分リスト作成	作業1回当たり	90,000円
(ツ) 延滞金催告通知処理	作業1回当たり	300,000円
(テ) 未納データベース作成処理	作業1回当たり	46,000円
(ト) 住所コード更新処理	1か月当たり	32,600円
(ナ) 金融機関エラーチェック処理	作業1回当たり	48,600円
(ニ) データコンバート等処理	1秒当たり	450円
(ヌ) 納付情報登録処理	1か月当たり	65,000円
(ネ) 仮消し込み反映処理	1か月当たり	17,000円
(ノ) 本消し込み反映処理	1か月当たり	10,000円
(ハ) 滞納者マスタ作成処理	1か月当たり	10,000円
(ヒ) 収納明細データ作成処理	作業1回当たり	155,000円
サ 各種消耗品		
(ア) ロングライフリボンカートリッジ	1個当たり	2,200円
(イ) トナーカートリッジ 大	1本当たり	24,000円

(ウ) ドラムカートリッジ 大	1本当たり	56,000円
(エ) EPカートリッジ 中	1本当たり	33,600円
(オ) トナーカートリッジ 小	1本当たり	16,000円
(カ) ドラムユニット 小	1本当たり	32,000円
(キ) B4 カット用紙	1箱当たり	2,600円
(ク) A4 カット用紙	1箱当たり	1,800円
(ケ) 応用用紙(白紙連続用紙)	1箱当たり	2,900円
シ メール費用		
(ア) 各種帳票集配送	1か月当たり	190,000円
ス システム作成費用		
(ア) プログラム作成費	1人日当たり	40,000円
セ 機器使用料		
(ア) 端末装置使用料	1か月当たり	5,295,957円
(イ) 端末装置保守料	1か月当たり	1,661,140円
(ウ) 回線使用料	1か月当たり	934,620円
(エ) 付属機器使用料	1か月当たり	1,083,480円
(オ) 情報セキュリティ対策料	1か月当たり	393,236円
(カ) 休日等ホスト稼働料	1時間当たり	19,000円
(2) 軽油流通情報管理システム		
ア データパンチ処理	1件当たり	23円
イ 流通データ処理	1か月当たり	169,100円
ウ 異動データ処理	1か月当たり	39,600円
エ 数量突合処理	1か月当たり	27,600円
オ 申告書プレプリント処理	1か月当たり	36,600円
(3) 自動車税システム		
ア 月例処理関係		
(ア) 分配情報作成及び関連1回目処理	1か月当たり	119,400円
(イ) 分配情報作成及び関連2回目処理	1か月当たり	52,500円
(ウ) 分配情報チェックリスト作成	情報1件当たり	9.1円
(エ) 分配情報修正カード作成	修正データ1項目1枚当たり	14円
(オ) 分配情報修正1回目作業	1か月当たり	119,400円
(カ) 分配情報修正2回目作業	1か月当たり	52,500円
(キ) カナ情報修正カード作成	修正データ1項目1枚当たり	14円
(ク) カナ情報付与1回目処理	1か月当たり	79,700円
(ケ) カナ情報付与2回目処理	1か月当たり	35,000円
(コ) 車種名付与1回目処理	1か月当たり	33,600円
(サ) 車種名付与2回目処理	1か月当たり	14,700円
(シ) 追加情報カード作成	追加情報1項目1枚当たり	9円
(ス) 追加情報付与1回目処理	1か月当たり	66,400円
(セ) 追加情報付与2回目処理	1か月当たり	29,200円
(ソ) 税率・郵便番号等付与1回目処理	1か月当たり	53,400円
(タ) 税率・郵便番号等付与2回目処理	1か月当たり	23,400円
(チ) 課税マスタ異動1回目処理	1か月当たり	404,400円
(ツ) 課税マスタ異動2回目処理	1か月当たり	177,800円

(テ) 減額・還付内訳書作成処理	1件当たり	1.8円
(ト) 減額通知書作成	減額通知書1件当たり	21円
(ナ) 公金送金通知書等作成処理	通知書1件当たり	32円
(ニ) リストテープ作成処理	作業1回当たり	80,400円
(ヌ) 納税者番号付与1回目処理	1か月当たり	179,400円
(ネ) 納税者番号付与2回目処理	1か月当たり	78,900円
(ノ) 異動履歴処理1回目作業	1か月当たり	89,400円
(ハ) 異動履歴処理2回目作業	1か月当たり	39,300円
(ヒ) 自動車取得税月例1回目処理	1か月当たり	48,400円
(フ) 自動車取得税月例2回目処理	1か月当たり	21,200円
イ 課税処理関係		
(ア) 賦課減額決議書等作成処理	作業1回当たり	45,000円
(イ) 賦課減額決議書動態調べ作成処理	作業1回当たり	81,000円
(ウ) 移転サインチェックリスト作成処理	作業1回当たり	45,000円
(エ) 身体障害者減免者テープ作成処理	作業1回当たり	121,000円
(オ) 減免通知書作成	通知書1件当たり	6.2円
(カ) 減免継続申請書作成処理	申請書1件当たり	16.5円
(キ) 納税通知書データ作成処理(バーコードなし)	納税通知書1件当たり	17.4円
(ク) 納税通知書データ作成処理(バーコードあり)	納税通知書1件当たり	16.2円
(ケ) 定期賦課処理	作業1回当たり	990,000円
(コ) 賦課時情報引継処理	作業1回当たり	24,000円
(サ) 履歴マスタ年度末処理	作業1回当たり	180,000円
(シ) 滞納繰越年度末処理	作業1回当たり	180,000円
(ス) 現年度完納分過年度データ移行処理	作業1回当たり	180,000円
(セ) 滞納完納分過年度データ移行処理	作業1回当たり	135,000円
(ソ) 分納履歴・課税マスタ整合性チェック処理	1か月当たり	24,300円
(タ) 公示サインによるコメントレコード1回目作成	1か月当たり	57,300円
(チ) 公示サインによるコメントレコード2回目作成	1か月当たり	25,200円
(ツ) 要調査サイン修復処理	作業1回当たり	60,000円
(テ) 職権保留連絡票作成(現年及び滞納)	作業1回当たり	60,000円
(ト) 職権保留更新処理(現年及び滞納)	作業1回当たり	90,000円
(ナ) 減免・免除・復活更新処理	1か月当たり	270,000円
ウ 納貯口座処理関係		
(ア) 納貯口座加入者自動抽出処理	作業1回当たり	675,000円
(イ) 納貯口座対象者リスト作成処理	作業1回当たり	90,000円
(ウ) 納貯口座マスタ異動処理	作業1回当たり	31,000円
(エ) 納貯・口座関係明細書作成処理	1件当たり	1.8円
(オ) 口座振替分納税通知書データ作成	通知書1件当たり	6.2円
(カ) 県税振替納付依頼書作成	依頼書1件当たり	11.5円
(キ) 納貯組合員の納税状況調書作成処理	作業1回当たり	18,000円
(ク) 口座振替分磁気テープ作成	作業1回当たり	18,000円
(ケ) 口座振替分フロッピーディスク作成	作業1回当たり	45,000円
(コ) 金融機関コード別集計表作成作業	作業1回当たり	22,000円
(サ) 金融機関コード整備処理	1か月当たり	21,600円

(シ) 振替口座データ一括変換処理	作業1回当たり	60,000円
(ス) 口座振替納税証明書データ作成	1件当たり	6.2円
エ 収納処理関係		
(ア) オンライン消込処理	1件当たり	17円
(イ) 収入状況一覧表作成	1件当たり	1.8円
(ウ) 収入状況リストテープ作成処理	作業1回当たり	120,000円
(エ) 督促状等データ作成処理(バーコードなし)	1件当たり	17.4円
(オ) 督促状等データ作成処理(バーコードあり)	1件当たり	16.2円
(カ) 各種テープ抽出処理	作業1回当たり	120,000円
(キ) 督促状等控えリスト作成	1件当たり	1.2円
(ク) 督促状等発付前納付リスト作成	作業1回当たり	12,000円
(ケ) 口座振替分磁気テープ変換作業	作業1回当たり	18,000円
(コ) 自動車税済通年度処理	作業1回当たり	117,000円
(サ) MPN収納用納税証明書作成	1件当たり	6.2円
オ 統計その他		
(ア) 各種統計資料作成処理	作業1回当たり	121,000円
(イ) 軽油使用者調作成処理	1件当たり	3.6円
(ウ) 各種リストテープ作成処理	作業1回当たり	121,000円
(エ) 各種ブルーリスト作成	1か月当たり	9,900円
(オ) 大口リスト作成	1件当たり	1.8円
(カ) コメントリスト作成	作業1回当たり	30,000円
(キ) 未納データベース(収入状況)作成	作業1回当たり	228,700円
(ク) 身体障害者減免データベース作成	1か月当たり	12,900円
(ケ) 身体障害者減免未納者一覧表作成	作業1回当たり	120,000円
(コ) 職権抹消処理	作業1回当たり	216,000円
(サ) 職権抹消照会ハガキ作成	1件当たり	12円
(シ) 自動車税滞納者マスタ作成処理	作業1回当たり	14,000円
(ス) データコンバート等処理	1秒当たり	450円
(セ) オンライン処理作業	1か月当たり	899,700円
(ソ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	130,000円
(タ) プログラム臨時処理	1人日当たり	25,000円
カ 自動車取得税関係		
(ア) 自動車取得税データコンバート	作業1回当たり	15,000円
(イ) 自動車取得税オンライン処理	1か月当たり	12,600円
(ウ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	55,000円
キ プログラム作成関係		
(ア) プログラム作成費	1人日当たり	40,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第10条第1項第2号の規定に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項及び同法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第6号の規定により随意契約する。

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害者支援施設を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年4月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

施設番号	施設の名 称	施設の所在地	施設障害福祉サービスの種類	利用定員	主たる対象とする障害種別	設置者の名 称	設置者の主たる事務所の所在地	指 定 年月日	指 定 の 有効期限
3010120 834	有功ヶ丘学園	和歌山市園部 381-2	生活介護	50人	特定なし	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成 24. 4. 1	平成 30. 3. 31
			施設入所支援	50人					

和歌山県告示第414号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、紀の川左岸土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成24年4月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

就任した役員（平成24年3月27日就任）

職名 氏 名 住 所
理事 川崎勝巳 和歌山市岩橋1677番地

和歌山県告示第415号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、紀の川左岸土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成24年4月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第416号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成24年4月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 解除に係る保安林の所在場所 東牟婁郡串本町串本字片江生1727の1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 魚つき
- 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第417号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成24年4月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和35年8月26日農林省告示第800号
- 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第418号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年4月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 和歌山橋本線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市西脇字柳原588番2地先から同市北涌字下河原473番9地先まで	旧	7.05 ） 12.12	182.85	
同上	新	9.45 ） 12.17	182.85	

和歌山県告示第419号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年4月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 道路の種類 県道
 路線名 和歌山橋本線
 供用開始の区間 紀の川市西脇字柳原558番2地先から同市北涌字下河原473番9地先まで
 供用開始の期日 平成24年4月20日

和歌山県告示第420号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年4月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道

2 路線名 西川原粉河線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市西川原字常谷165番3地 先から同市西川原字常谷166番2 地先まで	旧	4.60 } 7.60	32.80	
紀の川市西川原字常谷165番1地 先から同市西川原字常谷166番2 地先まで	新	7.00 } 8.50	32.80	

和歌山県告示第421号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年4月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 西川原粉河線

供用開始の区間 紀の川市西川原字常谷165番1地先から同市西川原字常谷166番2地先まで

供用開始の期日 平成24年4月20日

和歌山県告示第422号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年4月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 かつらぎ桃山線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市桃山町神田字川東18番 2地先から同市桃山町神田字川 東25番1地先まで	旧	7.30 } 11.95	127.30	
同上	新	8.60 } 13.05	127.30	

和歌山県告示第423号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

平成24年4月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 かつらぎ桃山線

供用開始の区間 紀の川市桃山町神田字川東18番2地先から同市桃山町神田字川東25番1地先まで

供用開始の期日 平成24年4月20日

和歌山県告示第424号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年4月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 玄子和佐線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字入野字ネギ縄手158番地先から同町大字入野字神田42番1地先まで	旧	5.00 } 8.20	442.00	
同上	新	6.60 } 8.20	442.00	

和歌山県告示第425号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年4月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 玄子和佐線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字入野字ネギ縄手158番地先から同町大字入野字神田42番1地先まで

供用開始の期日 平成24年4月20日

和歌山県告示第426号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年4月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田辺印南線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡印南町大字榎川字上新田1337番1地先から同町大字榎川字上新田1361番3地先まで	旧	4.40 } 6.30	78.60	
同上	新	6.10 } 9.70	78.60	

和歌山県告示第427号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年4月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 田辺印南線

供用開始の区間 日高郡印南町大字榎川字上新田1337番1地先から同町大字榎川字上新田1361番3地先まで

供用開始の期日 平成24年4月20日

和歌山県告示第428号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年4月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田辺印南線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡印南町大字榎川字寄碓1474番1地先から同町大字榎川字寄碓1475番1地先まで	旧	4.90 } 24.90	40.00	
同上	新	7.70 } 27.10	40.00	

和歌山県告示第429号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年4月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 田辺印南線

供用開始の区間 日高郡印南町大字榎川字寄碇1474番1地先から同町大字榎川字寄碇1475番1地先まで

供用開始の期日 平成24年4月20日

和歌山県告示第430号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年4月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 芳養清川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市中芳養字上井1673番2地先から同市中芳養字下モ谷2058番1地先まで	旧	5.30 } 15.90	776.10	
同上	新	5.30 } 15.90	776.10	
同上	新	9.20 } 28.40	823.50	

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第20号

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成24年4月20日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

1 講習の実施期間、実施場所及び定員

(1) 講習期間

平成24年7月24日（火）から同月27日（金）までの4日間

(2) 講習場所

和歌山市西汀丁34番地 和歌山市勤労者総合センター

(3) 定員

20名

2 受講を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受講を希望する者は、平成24年6月5日(火)から同月7日(木)まで(各日とも午前10時から午後5時までの間)の間に、(3)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課(受講受付専用電話:073-423-3344)に、電話による受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出により、受付番号を取得した者を受講予定者とする。

(2) 申込み受付

(1)により、受講予定者となった者は、平成24年6月11日(月)から同月13日(水)まで(各日とも午前9時から午後5時までの間)の間に、3の提出書類等を和歌山県内の最寄りの警察署に提出すること(郵送による提出は、受け付けない。)

(3) 事前申出及び申込み時の注意事項

ア 事前申出は、受付専用電話以外では受け付けない。

イ 事前申出は、電話1回につき、受講を希望する者1人のみを受け付ける。

ウ 事前申出は、先着順に受け付け、申込者の人数が定員の数に達し次第、締め切る。

エ 事前申出及び申込みは、受付担当者からの受講を希望する者又は受講予定者に関する質問等に即答できる者が行うこと(即答できない場合は、受け付けない。)

オ 事前申出後において、提出期間内に受講申込書等を提出しなかった場合には、受講予定者に決定していることを無効とする。

カ この講習に関して不明な点がある場合は、事前に6の問い合わせ先に確認しておくこと。

3 提出書類等

(1) 提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの顔写真1枚を貼付したもの)

(2) 手数料

38,000円(和歌山県証紙により納付すること。)

4 講習修了証明書の交付等

(1) 講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。

(2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

5 講習業務の委託

講習は、一般社団法人和歌山県警備業協会(所在地 和歌山市西汀丁36番地)に委託して実施する。

6 問い合わせ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課営業許可係

電話番号:073-423-0110(内線3027)

労働委員会告示

和歌山県労働委員会告示第1号

労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第68条第1項の規定により、和歌山県労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり公示する。

平成24年4月20日

和歌山県労働委員会会長 有田 佳秀

和歌山県労働委員会あっせん員候補者名簿

(平成24年4月4日現在)

氏名	現職	経験及び履歴	委嘱日
ありたよしひで 有田佳秀	弁護士	36期～39期公益委員 36期～38期会長代理 39期会長	H18. 3. 17
たなかよしひろ 田中祥博	弁護士	39期公益委員 39期会長代理	H24. 4. 4
いしばしさだお 石橋貞男	和歌山大学教授	36期～39期公益委員	H18. 3. 17
しみずかずこ 清水和子	特定社会保険労務士	37期～39期公益委員	H20. 3. 19
じんとくこうじ 神徳皓治	(元) 和歌山県参事	39期公益委員	H24. 4. 4
よしざわよしのり 吉澤義則	弁護士	27期～38期公益委員 31期～35期会長代理 36期～38期会長	S60. 4. 2
はやしてつろう 林徹郎	(元) 和歌山県東京事務所長	37期～38期公益委員	H20. 3. 19
ふるたにのりお 古谷紀男	連合和歌山会長	34期～39期労働者委員	H15. 2. 17
すぎかつのり 杉勝則	和歌山県地方労働組合評議会事務局長	37期～39期労働者委員	H20. 3. 19
よこやまみつひろ 横山光裕	UIゼンセン同盟和歌山県支部支部長	38期～39期労働者委員	H22. 11. 17
とうごうたかふみ 東郷隆文	基幹労連和歌山県本部委員長	38期～39期労働者委員	H23. 4. 20
しまもとよしかず 嶋本佳和	情報労連和歌山県協議会議長	39期労働者委員	H24. 4. 4
たかはしよしのり 高橋義典	基幹労連和歌山県本部特別幹事顧問	36期～38期労働者委員	H19. 3. 28
ないとうたかあき 内藤高明	(前) UIゼンセン同盟和歌山県支部支部長	36期～38期労働者委員	H19. 3. 28
うらのかつや 裏野勝也	運輸労連和歌山県連合会執行委員長	37期～38期労働者委員	H20. 10. 1
あんどうもとじ 安藤元二	関西コンサルティングシステム株式会社代表取締役	34期～39期使用者委員	H14. 2. 27
こばたえいぞう 小畑英三	小畑産業株式会社代表取締役社長	35期～39期使用者委員	H16. 3. 17
うじけんいち 宇治健一	株式会社サンライズ代表取締役社長	36期～39期使用者委員	H18. 3. 17
かすやもとはる 糟谷元春	太陽シールパック株式会社取締役会長	38期～39期使用者委員	H22. 3. 19
ながいけいいち 永井慶一	和歌山県経営者協会専務理事・事務局長	39期使用者委員	H24. 4. 4
しおじしげかず 塩路茂一	和歌山県経営者協会参与	31期～38期使用者委員	H7. 11. 10
きはらひさお 清原久雄	労働委員会事務局長		H23. 4. 6
たかはしよしたか 高橋義孝	労働委員会事務局審査調整課長		H24. 4. 4

すぎわかかつひこ 杉若勝彦	労働委員会事務局審査調整課副課長		H22. 4. 7
まつもとよしはる 松本義春	労働委員会事務局審査調整課主任		H19. 4. 4
なかしまけいざぶろう 中島敬三郎	労働委員会事務局審査調整課主任		H21. 4. 6
あだちごろう 安達悟郎	労働委員会事務局審査調整課主査		H24. 4. 4